

# 配電系統情報公表基準

平成23年7月  
九州電力株式会社

本基準は、電気事業法第94条第1項に基づき電力系統利用協議会が策定した指針「電力系統利用協議会ルール」に対応し策定。

# 配電系統情報公表基準

## 目 次

### § 1 総 則

1.1 目 的 .....	1
1.2 適用範囲 .....	1
1.3 情報公表の基本的な考え方 .....	1
1.4 用語の定義 .....	1

### § 2 公表する情報

2.1 公開する情報 .....	3
2.2 開示する情報 .....	3
2.3 提示する情報 .....	4

### § 3 セキュリティ等の確保を前提に公表する情報

3.1 セキュリティ等の確保を前提に提示する場合 .....	5
3.2 特に重要な情報の提示 .....	5

### § 4 公表しない情報

4.1 公表しない情報 .....	6
-------------------	---

別紙 1 セキュリティ等の確保を前提に提示する場合の標準的な業務フロー .....	7
---	---

# 1 総 則

## 1.1 目 的

この基準は、当社配電部門が行う情報公表について、その内容、手段および時期等の基本事項を定めることにより、公平性・透明性を確保した適正な業務運営を図ることを目的とする。

## 1.2 適用範囲

この基準は6kVおよび22kV配電系統およびその配電系統の利用に係わる情報の内、配電部門が管理する情報の公表に適用する。

## 1.3 情報公表の基本的な考え方

情報公表にあたり、当社配電部門は公平性・透明性確保の原則に基き適切な情報公表に努めるとともに、配電系統利用者情報の保護および配電系統のセキュリティ確保等に留意しつつ、情報公表の要請に対し誠実な対応を行う。

## 1.4 用語の定義

### (1) 電力系統利用協議会

電気事業法第93条第1項に基き送配電等業務支援機関として指定された中間法人をいう。

### (2) 電力系統利用協議会ルール

電気事業法第94条第1項に基き電力系統利用協議会が定める、送配電業務の実施に関する基本的な指針をいう。

### (3) 配電部門

お客さま本部およびお客さまセンター（業務運営部・営業所）配電担当グループの総称をいう。

### (4) 配電系統

配電部門が所管する22kV以下の系統をいう。

### (5) 連 系

連系者の電気設備を配電系統に電氣的に接続することをいう。

### (6) 要請者

当社配電系統および配電系統の利用に係わる情報公表を求める者をいう。

### (7) 公 開

一般に公開されているウェブサイトや店頭での公開により、広く一般に情報を提供することをいう。

### (8) 開 示

あらかじめ公表対象者を限定して情報を提供することをいう。

### (9) 提 示

情報公表を求める個々の要請に応じて、配電系統のセキュリティを確保のうえ、個々に示し説明することをいう。

### (10) 公 表

公開、開示、提示の総称をいう。

(11) 逆潮流

発電設備の設置者の構内から配電系統へ向かう電力の流れをいう。

(12) 発電者

配電系統に以下の発電設備を連系し発電を行う者、またはこれを希望する者をいう。

- a 特定規模電気事業用、卸供給事業用、卸電気事業用および一般電気事業用の発電設備
- b 上記 a 以外の発電設備で、逆潮流がある場合

(13) 需要者

配電系統に以下の需要設備を連系し、専ら電気を消費する者またはこれを希望する者をいう。

- a 負荷設備のみで構成される電気設備
- b 負荷設備および自家用発電設備から構成される電気設備で、逆潮流がない場合

(14) 連系者

発電者および需要者の総称をいう。

## 2 公表する情報

配電系統および配電系統利用に係わる情報のうち、公表する情報の取扱いについては、以下の「公開」、「開示」、「提示」の公表区分ごとに行うものとする。

### 2.1 公開する情報

#### 2.1.1 情報項目

電力系統利用協議会ルールに基き配電部門が定め遵守する以下のルール。

- (1) 配電設備計画基準（設備形成ルール）
- (2) 配電系統連系基準（系統アクセスルール）
- (3) 配電系統運用基準（系統運用ルール）
- (4) 配電系統情報公表基準（情報公表ルール）

#### 2.1.2 公開対象者

すべてを対象とする。

#### 2.1.3 公開方法

- (1) 当社ホームページによる公開
- (2) ネットワークサービスセンターおよび店頭での公開

#### 2.1.4 公開時期

上記2.1.1のルールの制定または改定の都度

### 2.2 開示する情報

#### 2.2.1 情報項目

配電系統の事故に係わる以下の情報

- ・設備名（回線名等）
- ・発生時刻
- ・停電地域（影響範囲）
- ・原因
- ・復旧状況

#### 2.2.2 開示対象者

停電等、事故による影響が予想される連系者のうち、営業所配電部門と給電運用申合書を締結している22kV連系者および6kV発電者。

#### 2.2.3 開示方法

給電運用申合書に定める情報窓口より、電話等により個別に示し説明。

#### 2.2.4 開示時期

事故発生後すみやかに開示。ただし、応急処置が必要な場合は、応急処置後すみやかに開示。

## 2.3 提示する情報

### 2.3.1 情報項目

配電系統の事故に係わる以下の情報

- ・設備名（回線名等）
- ・発生時刻
- ・停電地域（影響範囲）
- ・原因
- ・復旧状況

### 2.3.2 提示対象者

要請者

### 2.3.3 提示方法

営業所窓口またはネットワークサービスセンターへの訪問または電話等の問い合わせに応じ、個別に示し説明。なお、社会的な影響が大きな事故等が発生した場合には、当社広報部門を通じて公開する場合がある。

### 2.3.4 提示時期

提示対象者からの情報提示要請の都度

### 3 セキュリティ等の確保を前提に公表する情報

配電システムへの利用検討以外の使用（目的外使用）により、配電システム保安の確保上支障があると考えられる以下の情報の提示を当社以外から要請された場合、営業所配電部門およびネットワークサービスセンターは要請者の利用目的が配電システム利用検討であることを確認、審査等を実施のうえで提示するものとする。なお、その標準的な業務フローを別紙1に示す。

#### 3.1 セキュリティ等の確保を前提に提示する情報

##### 3.1.1 情報項目

(1) 配電システムの利用検討にあたり要請者が必要とする以下の情報

- a 連系する配電線の配電系統図（回線容量、バンク容量）
- b 連系する配電線の予想・実績電流
- c 連系する配電線の以下の諸データ
  - (a) 設備定数（配電線・バンクの電圧やインピーダンス）
  - (b) 短絡容量
  - (c) 配電システム保護リレーの設置状況
- d 連系する配電線の配電設備計画
- e 連系する配電線の停電実績 など

##### 3.1.2 提示対象者

配電システム利用検討を目的とする要請者

##### 3.1.3 提示方法

営業所配電窓口またはネットワークサービスセンターへの訪問、電話等の問い合わせに応じ、個別に提示。

##### 3.1.4 提示時期

提示対象者からの情報提示要請の都度。なお、審査および情報収集・集約に時間を要する場合、営業所配電窓口またはネットワークサービスセンターは、その理由および提示時期の見込みを提示対象者へ説明する。

また、情報の提示を求める個々の要請に対して、提示が出来ない場合、営業所配電窓口またはネットワークサービスセンターは、その理由を提示対象者へ説明する。

#### 3.2 特に重要な情報の提示

配電部門は、上記3.1.1の情報項目の内、以下に該当する情報については、提示対象者に対し別途定める誓約書の提出を求めたうえで、情報を提示する。

- (1) 目的外の使用で、配電システム保安の確保を著しく阻害することが懸念されるもの
- (2) 目的外の使用で、安定的な配電システムの形成を著しく阻害することが懸念されるもの

## 4 公表しない情報

配電系統および配電系統利用者に係わる情報のうち、以下の情報については公表しないものとする。

### 4.1 公表しない情報

#### 4.1.1 情報項目

(1) 第三者情報（当社以外の法人、その他の団体および事業を営む個人に関する情報）

公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの。

(a) 個々の事業者の事業情報

- ・ 電源の開発（卸調達）状況、性能、作業条件、運転コスト、運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布）、需要実績
- ・ 売上情報 等競争に影響を与える情報 など

(b) 第三者において、社会通念上、公表しないとされている情報

私契約の内容や顧客情報など守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件
- ・ 第三者の経営状況 など

(2) 保安上公表できない情報

- ・ 国家的行事等における配電設備の保安体制および電力需給状況 など

(3) 当社において、社会通念上、公表しないとされている情報

